

資料編

目次

資料編	1 個別施策 主な取組み一覧表	43
	2 旧施策の進捗と本計画での対応	44
	3 緑に関する法改正等の解説	48
	4 東京都の緑に関する計画の解説	50
	5 緑のデータ(抜粋編)	51
	6 地域別の緑の特徴	53
	7 緑の仕事	56
	8 暮らしの中で緑を楽しむための主なサポート	57
	9 計画策定の経緯	58
	10 緑化行政の歩み	64
	11 用語解説	65

・本文中に*がある用語は、資料編の 11 用語解説に解説があります。

1 個別施策 主な取組み一覧表

個別施策の主な取組みの一覧表を示します。各施策によって計画策定から実現に向けた準備や実施するのにかかる期間が様々なことから、短期・中期・長期の期間を設定し、進めていきます。なお、短期・中期の施策は、実現後も実施していきます。

—— 実施の時期 ① 個別施策の番号
 ●●● 実施までの準備

基本施策と個別施策	実現までの期間			取組む主体
	短期	中期	長期	
1 多様な活動と連携の展開	公園緑地・民間のオープンスペース*の活用・管理・運営に向けた働きかけ (①)	●●●	——	民間・行政
	公共や民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 (①)	●●●	——	市民・民間・行政
	市民の意見や多様なニーズに合わせた活動の支援。参加につながる市民への情報の発信 (②)	●●●	——	市民・行政
	日々の暮らしの中で緑の良さを実感する働きかけと機会を創出する取組みを実施 (③)	●●●	——	行政
	都や近隣自治体と連携した公園・水辺環境の整備 (④)	●	●	市民・行政
	多摩の森林を保全するための自然体験や多摩産材の活用による取組みの充実 (⑤)	●●●	——	市民・行政
2 緑と水が持つ効果を高める	「公園・緑地リニューアル計画」を改定し、地域のオープンスペースも考慮した公園緑地の配置検討・整備とリニューアルを実施 (①)	●●●	——	行政
	長期的な視点を見据えた更新方法の検討 (①)	●	——	行政
	水と緑の軸・緑の軸を構成する水辺と街路樹、緑の拠点となる雑木林などを守り、次世代へ継承し生物多様性・雨水浸透・延焼防止効果・ヒートアイランド現象緩和などに寄与する緑を創出(②)	●	——	市民・行政
	公共施設や市の玄関口となる駅周辺での良好な緑の景観の創出(③)	●	——	行政
3 魅力アップとなる活用方法	健康福祉・保育・地域活性・防災などの利用に対応した仕組みづくり (①)	●	——	民間・行政
	遊びや憩いなど機能を強化する活動の支援や子ども・子育て支援の取組みの検討 (①)	●●●	——	民間・行政
	公園を柔軟に使うための制度の研究 (②)	●●●	——	民間・行政
4 個々の緑を地域の緑として育む	農体験の機会、食の地産地消の推進など、農地保全につながる取組みを検討 (①)	●	●	民間・行政
	私有地の樹木・樹林地に対する保全制度の見直し (②)	●●●	——	行政
	私有地の緑を地域共有の緑として捉え、自助・共助・公助の連携による取組みを支援 (②)	●	●	市民・行政
5 暮らしを彩る多彩な緑の演出	暮らしを彩る緑と花に親しむ機会の創出や地域での交流など、緑を育むためのルールづくり、専門家派遣といった支援 (①)	●	●	市民・行政
	既存の指導基準の見直しによる、接道部緑化の充実や緑の質を高める誘導方策を検討 (②)	●●●	——	市民・行政
	大規模開発などでオープンスペース（公開空地*、自主管理公園）を創出する際の質の高い緑化に向けた働きかけ (②)	●●●	——	民間・行政

2 旧施策の進捗と本計画での対応

旧計画の31施策の進捗と本計画での対応を示します。

	旧計画の施策	現況	進捗	
1	公園緑地の整備・拡充	・2ha以上の公園緑地の整備・拡充 ・市民緑化基金（仮称）の創設の検討 ・立体都市公園制度活用の検討	・公園緑地 61.60ha→63.99ha(2.39ha増加) ・既存の制度との関連から未検討 ・具体的な案件なし	↑
2	学校の緑の充実	・ビオトープを活用した環境教育 ・学校の緑化・緑の活用・維持管理	・学校ビオトープを活用した講座の実施 ・記念樹や大木は維持管理が課題	↑
3	公共施設の緑化	・公共施設緑化基準の策定 ・緑被地面積の確保(目標31.3ha)	・公共施設の緑化方策の整理が難しく未策定 ・公有地の緑被地 91.83ha→107.02ha (15.19ha増加)	↑
4	壁面・屋上緑化の推進	・緑化を誘導する助成制度の研究	・情報収集のみ	↓
5	緑化指導の推進	・民間開発などによる都市公園と緑地の創出 ・地区計画や緑地協定などのまちづくりの働きかけ	・都市公園(提供公園)0.1ha増加 緑地34.4ha増加 ・「武蔵野市まちづくり条例」を平成20年に制定し緑化指導を実施。緑地協定の締結、地区まちづくり計画の認定など	↑
6	緑の創出施策の研究と実施	・緑化指導などの規制と接道部緑化などの助成の支援の研究と実施	・情報収集のみ	↓
7	仙川水辺環境整備基本計画の推進	・事業の推進と整備完了	・約1.0km区間を整備。未整備区間は整備手法や維持管理費に課題があり未整備	↑
8	千川上水の整備	・「千川上水整備計画」の策定と整備	・平成22年に「千川上水整備基本計画」を策定。10カ年計画の整備を実施	↑
9	玉川上水沿線の緑化	・東京都や周辺自治体と連携した緑地保全と沿道住宅の接道部緑化の推進	・関係機関や市民団体と連携して情報交換を実施。一部区間で遊歩道を整備	↑
10	道路緑化・緑道整備の推進	・道路の緑被地面積の確保(目標32.7ha) ・グリーンパーク緑地の拡充・整備	・道路の緑被地30.23ha→25.92ha(4.31ha減少) ・グリーンパーク緑地1.30ha→1.45ha (0.15ha増加)	→
11	接道部緑化の推進	・接道部緑化の推進・啓発(目標73,000m)	・接道部緑化63,538m→70,173m(6,635m増加)	↑
12	公園緑地の適正な維持管理	・公園の維持管理に関するガイドラインの策定 ・地域住民によるルールづくりの支援	・平成27年に「公園緑地等維持管理ガイドライン」を策定し、効率的かつ適正な維持管理を実施 ・個別事情によるところが多く整理が困難	↑
13	街路樹の適正な維持管理	・街路樹の計画的な維持管理 ・中央通りの桜並木の更新 ・地域が関わる維持管理体制の検討	・樹木診断と危険木の植替えの実施 ・個別事情によるところが多く整理が困難	↑
14	樹木・生垣の保全	・民有地の保存樹木・生垣の指定の促進(保存樹木目標800本/保存生垣目標4,000m) ・制度の見直しと清掃など助成の検討 ・保存樹木を通じた意識づくり	・保存樹木 685本→878本(193本増加) ・保存生垣 3,460m→4,034m(574m増加) ・公平性の観点から一律補助のまま ・ホームページなどで啓発に取組んでいるが、落葉など維持管理が課題	↑
15	樹林地の保全	・保存樹林の指定の促進(目標10件) ・保全制度の見直し ・情報発信と普及啓発の充実	・保存樹林指定件数4件→4件 ・民間樹林地面積30.71ha/379箇所(調査対象を1,000㎡から300㎡に見直ししたため現況を記載) ・財政上の制約から具体的になっていない ・ホームページなどで啓発に取組んでいる	→

凡例 ↑ 実施、または実施により成果のあった施策
 (目標は達成していないが一定の成果を得た施策を含む)
 → 実施したが、緑の量などが低下した、または当初と状況が変わっていない施策
 ↓ 未実施

本計画での対応	施策番号
・「公園・緑地リニューアル計画」を改定し、地域のオープンスペースも考慮した公園緑地の配置検討・整備・リニューアルを実施	基本施策-2-①
・地域の緑である学校の緑の保全・活用	基本施策-2-②
・公共施設の維持管理を見据えた質の高い緑の創出と景観ガイドラインの指針に沿った緑化の誘導	基本施策-2-③
・壁面緑化・屋上緑化などの誘導方策の検討	基本施策-5-②
・緑の質を高める指導基準の見直しと接道部緑化の充実に向けた検討 ・大規模開発などでオープンスペースを創出する際の質の高い緑化の働きかけ	基本施策-5-②
・緑の質を高める指導基準の見直しと接道部緑化の充実に向けた検討 ・大規模開発などでオープンスペースを創出する際の質の高い緑化の働きかけ	基本施策-5-②
・仙川水辺環境整備のあり方を検討	基本施策-2-②
・千川上水の散策路などを整備	基本施策-2-②
・玉川上水の緑の保全に向けた関係機関との連携	基本施策-2-②
・道路緑化の推進と樹木診断などと合わせ、長期的な視点をもった計画的な更新を実施 ・公園緑地などの機能と維持管理の充実	基本施策-2-②、 2-①
・生垣助成要件の見直し	基本施策-5-①
・長期的な視点を見据えた更新方法の検討 ・行政課題に対応した公園緑地の活用と魅力アップに役立つ運営の仕組みづくり	基本施策-2-① 基本施策-3-①・②
・樹木診断などと合わせ、長期的な視点をもった計画的な更新を実施	基本施策-2-①
・民有地の樹木の保全制度の見直し ・接道部緑化の充実に向けた検討	基本施策4-② 基本施策5-②
・民有地の樹林地の保全制度の見直し ・地域共有の緑として自助・共助・公助の連携による取組みを支援 ・緑の良さを実感できる情報の紹介と働きかけ	基本施策-4-② 基本施策-1-③

	旧計画の施策	現況	進捗
16	農地の保全 ・農地の保全 ・市民農園・農業公園・体験農園の整備(目標9箇所) ・農業景観の保全・文化の啓発	・農地面積 33.90ha → 28.78ha (5.12ha減少)。相続税の負担や担い手不足などが課題 ・市民農園など6箇所→9箇所(増加) ・農業体験事業の実施	→
17	公園の改修(リニューアル) ・改修計画の策定と実施	・平成22年に「公園・緑地リニューアル計画」を策定し、リニューアルを実施	↑
18	駅周辺の緑の充実 ・駅とその周辺の個性に応じた緑化	・吉祥寺駅の駅ビル更新時の緑化 ・3駅の駅前広場の整備時に緑地帯や既存樹木を可能な限り残して整備	↑
19	境山野緑地の保全 ・境山野緑地検討委員会提言の里山としての保全と活用・施設整備・管理運営に関する計画の検討 ・市民の理解と協働による更新整備	・安全・安心の視点から危険木の伐採などを行うとともに、様々な視点から将来に引き継ぐための保全方法を検討中	→
20	緑の循環システムの整備 ・堆肥場の整備(目標40箇所)	・堆肥場 30箇所→14箇所。東日本大震災後の放射能問題により縮小したが、一部再開	→
21	自然環境センター(仮称)の設立 ・市民との協働の支援基盤となる自然環境センター(仮称)の設立	・マンパワーの負担により設立に至っていない	↓
22	みどりのサポーター制度の運用 ・緑のまちづくりに関わるみどりのサポーター登録(目標500人)	・みどりのサポーター0人。登録制度ではなく、多くの市民が緑に親しめるよう緑の講座などを実施	→
23	市民緑化基金制度の創設 ・市内の企業や個人からの募金を「市民緑化基金」として運用し、緑化推進・普及啓発事業を実施	・既存制度との関連から未検討	↓
24	緑の表彰制度の創設 ・緑に関する活動を推進し、活動内容に理解を深めるため、表彰制度を創設	・緑のフォトコンテストなどを実施	↑
25	緑の総合相談体制の確立 ・市民からの相談と情報提供に対応するため「緑のコンシェルジュ」を確立	・マンパワーの負担により確立に至っていない	↓
26	民間活力を利用した緑化の推進 ・事業者の緑化の取組みの働きかけ ・グリーンパートナー制度と連携した緑化の推進	・「武蔵野市まちづくり条例」による緑化誘導 ・環境対策などに貢献しているが、連携した緑化推進は未検討	↑
27	緑化・環境市民委員会の活用 ・委員会による緑のまちづくりの継続	・平成27・28年度に第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会を実施し、提言書を取りまとめ	↑
28	市民主体の環境講座、啓発事業実施 ・多種多様な講座メニューの展開 ・市民主体の啓発事業の推進	・市が市民活動団体に委託して緑の市民講座を実施。情報発信や啓発に取組む	↑
29	緑の情報の発信と共有 ・市民のニーズにあった情報の提供	・武蔵野市の緑・環境の情報誌「みちまちみどり」の発行。その他市内の緑を紹介するパンフレットを発行	↑
30	緑を支える活動の支援 ・緑のボランティア事業助成の見直し ・支援事業についての情報提供の充実	・緑ボランティア団体事業助成の案内を作成し周知	↑
31	多様な主体による緑の維持管理 ・緑ボランティア団体を増やす(目標40団体) ・地域が主体で民間の緑を維持管理	・緑ボランティア団体20団体→25団体(増加) ・子どもや市民団体による年2回の花壇緑化の実施と民有地の生垣の刈込みを行うモデル事業を実施	↑

本計画での対応	施策番号
<ul style="list-style-type: none"> ・農体験の機会、食の地産地消の推進など、農地保全につながる取組みを検討 	基本施策 -4- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・「公園・緑地リニューアル計画」を改定し、公園緑地の機能と魅力の再生を行うリニューアルを実施 	基本施策 -2- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・市の玄関口となる駅周辺の良い緑の景観を創出、景観ガイドラインに従って地域の特性・文化を踏まえた整備を誘導 	基本施策 -2- ③
<ul style="list-style-type: none"> ・将来に引き継ぐための樹木の保全方法を検討 	基本施策 -2- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・発生材の利活用の研究 	基本施策 -2- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が自然環境を学ぶ機会の創出について NPO と引き継ぎの協働で実施 	基本施策 -1- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・市民が自然環境を学ぶ機会の創出について NPO と引き継ぎの協働で実施 ・公共・民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 ・多様なニーズに合わせた活動の支援 	基本施策 -1- ① 基本施策 -1- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の社会・環境価値を評価する認定制度などのインセンティブの検討 	基本施策 -5- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の社会・環境価値を評価する認定制度などのインセンティブの検討 	基本施策 -5- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・緑の良さを実感できる情報誌やまちの緑に関する冊子の作成 ・緑の市民講座を引き続き協働で実施 	基本施策 -1- ③ 基本施策 -1- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発などでオープンスペースを創出する際の質の高い緑化の働きかけ 	基本施策 -5- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見や多様なニーズに合わせた活動の支援 	基本施策 -1- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・公共・民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 ・参加につながる市民への情報の発信 	基本施策 -1- ① 基本施策 -1- ②
<ul style="list-style-type: none"> ・緑の良さを実感できる情報誌やまちの緑に関する冊子を作成 	基本施策 -1- ③
<ul style="list-style-type: none"> ・公共や民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 	基本施策 -1- ①
<ul style="list-style-type: none"> ・公共や民間の緑の維持管理における地域・民間・教育機関と連携した活動の推進 ・多様なニーズに合わせた参加につながる市民への情報発信 ・民有地の緑を地域共有の緑として捉え、自助・共助・公助の連携による取組みを支援 	基本施策 -1- ① 基本施策 -1- ② 基本施策 -4- ②

3 緑に関する法改正等の解説

(1) 都市緑地法について

「都市緑地法」とは、都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定されました。平成29年の法改正により、これまで以上に民間のノウハウを活かして、緑・オープンスペース*の整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、以下の内容が拡充・追加されました。

都市緑地法の改正ポイント

緑地保全・緑化推進法人制度の拡充	・ 緑の保全や緑化の担い手として民間主体を指定する制度の拡充：緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）の指定権者を知事から市町村に変更。指定対象にまちづくり会社などを追加
市民緑地認定制度の創設	・ 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設：まちづくり会社などの民間主体が、市区町村長による設置管理計画の認定を受け、市民緑地を設置・管理
緑化地域制度の改正	・ 商業地域などの建ぺい率の高い地域における都市緑化の推進：緑化率の最低限度の基準の見直し（屋上緑化などの普及を踏まえ、建ぺい率に関わらず25%まで設定可能に）
緑地の定義への農地の明記	・ 農地を緑地政策体系に位置づけ：緑地の定義に「農地」が含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度の対象とすることを明確化
緑の基本計画の記載事項の追加	・ 緑の基本計画に、公園の「管理」の方針と都市農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策などの計画的な管理と都市農地の計画的な保全を推進

緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項

（都市緑地法運用指針参考資料、平成23年10月、国土交通省都市局）

この資料では、緑の基本計画の策定または改定時において、生物多様性の確保に当たって配慮することがとりまとめられ、本計画の策定にあたり参考資料として活用しました。

生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き

（平成30年4月、国土交通省都市局公園緑地・景観課）

この手引きは、緑の基本計画に生物多様性の観点を加えることで、地方公共団体による都市の生物多様性確保の取組みが一層推進されることを期待し策定されました。

以下のような事項の記載例が示されています。

基本理念・方針に記載する例	・ 生物多様性の地域における重要性 ・ 生物多様性に配慮した緑地の保全方針 ・ 生物多様性保全に係る取組みや市民参画に係る方針
緑地の配置方針に記載する例	・ 中核地区・拠点地区・回廊地区・緩衝地区となる緑地の概説を含む配置方針 ・ 中核地区・拠点地区・回廊地区・緩衝地区の形成する緑の回廊マップ

(2) 都市公園法について

「都市公園法」とは、都市公園*の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、公共の福祉の増進に資することを目的として制定されました。平成29年の法改正により、これまで以上に都市公園の再生・活性化を推進するため、以下の内容が拡充・追加されました。

なお、都市公園法に基づき定める都市公園の設置及び管理については、都市緑地法に規定する緑の基本計画に即して行うよう努めることが示されています。

都市公園法の改正ポイント

都市公園で保育所などの設置が可能	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特区*以外の都市において、オープンスペースの機能を損なわない範囲で保育所、その他の社会福祉施設の設置が可能
民間事業者による公共還元の収益施設の公募設置管理制度創設	<ul style="list-style-type: none"> 公募設置管理制度（Park-PFI）とは、都市公園において売店などの公園施設を設置または管理を行う民間事業者を公募により選定する手続きのこと 設置する施設の収益を公園整備などに還元することを条件に、事業者は特例措置が適用される。（設置管理許可期間の延伸、建ぺい率の緩和など）
公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸	<ul style="list-style-type: none"> PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、ノウハウを活用して行う手法 公園施設を整備する場合の設置管理許可期間を10年から30年に延伸が可能
公園の活性化に関する協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が地域住民などと公園利用のルール、イベント実施に向けた情報共有・調整などについて協議する仕組みを導入
都市公園の維持修繕基準の法令化	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を行うことを義務付け、予防保全による長寿命化・安全対策を徹底

(3) 生産緑地法等について

「生産緑地法」とは、生産緑地地区*における都市計画に関して必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。平成29年の法改正により、都市の貴重な緑地として、緑地政策体系に「農地」が位置付けられ（都市緑地法の一部改正）、生産緑地法の他に都市計画法などが改正され、以下の内容が拡充・追加されました。

生産緑地法等の改正ポイント

生産緑地地区の面積要件の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区の一律500㎡の面積要件を市町村が条例で引下げ可能に（300㎡）
生産緑地地区における建築規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区内で直売所、農家レストランなどの設置が可能に。ただし、相続税の納税猶予制度は対象外
特定生産緑地制度	<ul style="list-style-type: none"> 所有者などの意向をもとに、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる 指定された場合、市町村に買取申出ができる時期は「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年延期される。10年経過後は、改めて所有者などの同意を得て、繰り返し10年の延長が可能
田園住居地域の創設	<ul style="list-style-type: none"> 住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設（都市計画法） 居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置づけ、開発・建築規制を通じてその実現を図ることを目的とする

(4) 森林環境税と森林環境譲与税の創設について

地球温暖化防止や災害防止など多面的な機能を有する森林について、地方公共団体が森林整備などを行うために平成31年度の税制改正において森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）が創設されます。

多摩の森林保全の事業を実施する本市においては、引き続き森林整備に対する市民の理解を得るための取組みや森林環境譲与税の使途などについて検討していきます。

4 東京都の緑に関する計画の解説

本市の「緑の基本計画」の策定にあたり、関連する東京都の緑に関する計画について解説します。

東京都の緑に関する計画

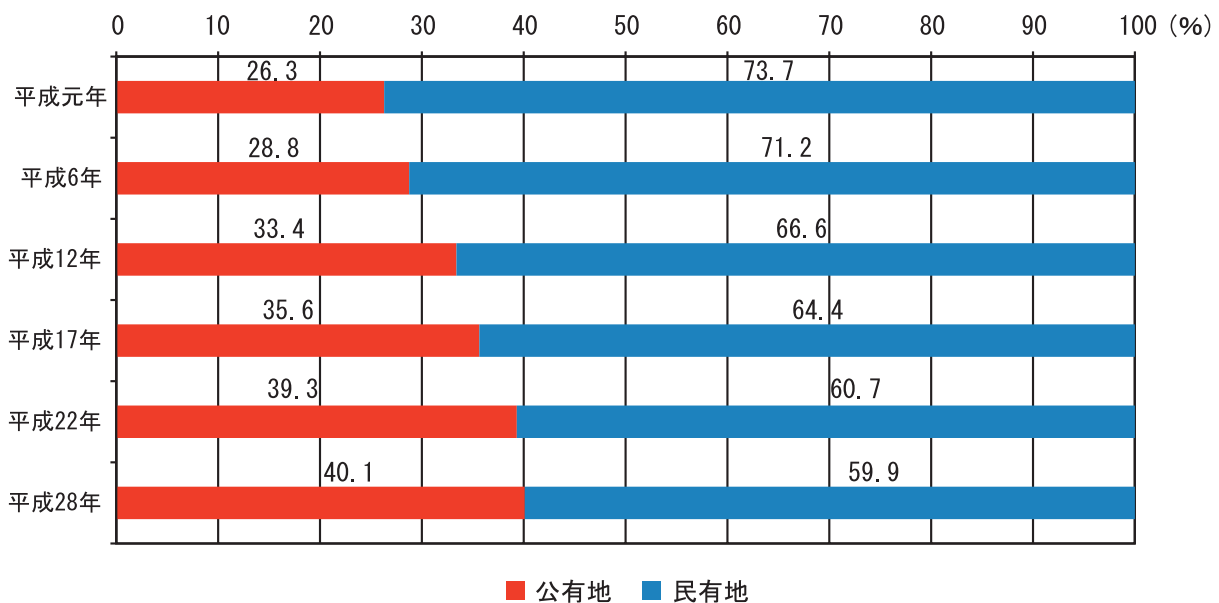
みどりの新戦略ガイドライン 平成18年1月(2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年における東京のみどり率[*]を、2000年の現状に対し、区部においては約2割の増加、多摩部においては現況値の確保を目指す（本市全域のみどり率は26.3%）。 ・緑の持つ多様な機能を発揮させ、緑の質の向上を図り、東京の緑の拠点と軸を示し、緑のネットワークの形成を目指す。 ・東京の緑の目標の実現に向け、公共のみならず、民間事業者や都民・NPOなどの緑づくりを誘導するための指針。
緑確保の総合的な方針 平成22年5月(2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京に残された貴重な緑を次世代に確実に引き継いでいくため、都と23区26市3町1村が策定し、計画的に緑の保全に取組む方針が示された。
緑確保の総合的な方針 改定 平成28年3月(2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりで生まれる緑と既存の緑との連携を進め、これまで以上の緑への配慮や目指すべき地域の緑の姿を示す指針が必要であり、既存の緑の保全やまちづくりの方向性をとりまとめる試みを確実なものとするために改定された。 ・更なる緑の確保を進めるため、確保地を追加した。 (本市では関前5丁目 0.12ha 農地)
都市計画公園・緑地の整備方針 平成18年3月(2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・都と区市町は、「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」を実現するため、みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の整備促進を目指し、整備方針が共同で策定された。
都市計画公園・緑地の整備方針 改定 平成23年12月(2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園・緑地の事業進捗や社会情勢の変化に対応し、既定計画の充実を図りながら、防災の視点を重視した整備方針として改定された。
パークマネジメントマスタープラン 平成16年8月(2004)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の新しい魅力や可能性を発掘する事業を実施し、結果を評価して継続的に改善を行うことにより、時代のニーズにあった顧客満足度の高い公園経営を実践することを目的とし、都立公園で行っていく10年程度の方向性と取組み、必要な仕組みが定められた。 ・規制から緩和へ、自己完結から連携へ、行政主導から協働へといった改革に取組み、より開かれた公園緑地行政を目指す。
パークマネジメントマスタープラン 改定 平成27年3月(2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・当初のマスタープランによる成果や生物多様性保全などの地球環境への意識の高まり、東日本大震災の発生、オリンピック・パラリンピックの開催決定などの社会状況の変化を踏まえ、新たな10年を見据えて改定された。

5 緑のデータ(抜粋編)

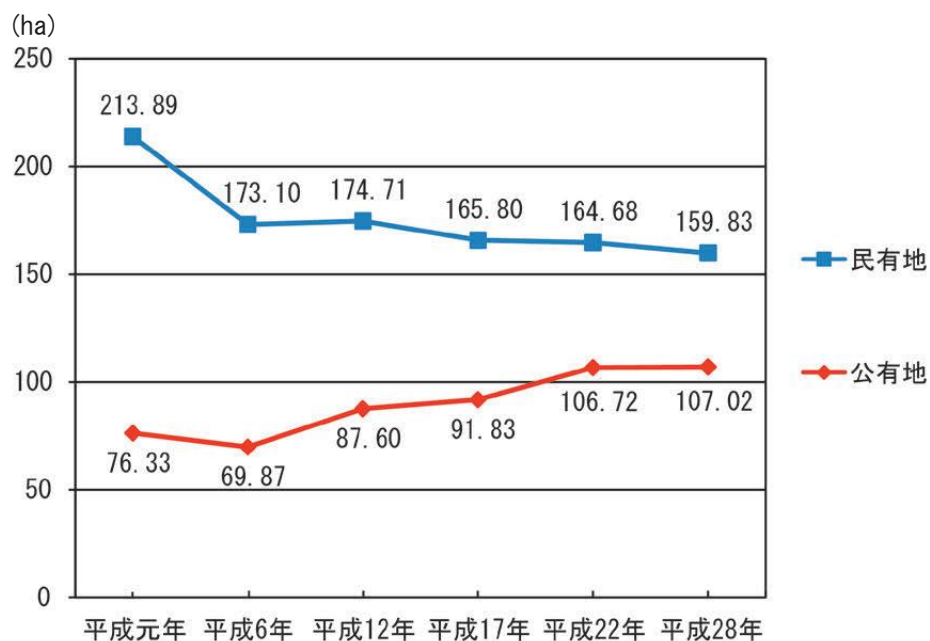
第3章の4「計画の目標」であげた目標値について補足説明します。詳細なデータは、市全域の緑の現況を多面的に把握するために実施した調査の報告書「武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書」(平成29年4月)を参照。

(1) 緑被地面積の割合について

市内の緑被地は、平成28年では、民有地が6割、公有地が4割の割合となっています。年々、民有地の緑被地は減少傾向にあり、公有地の緑被地の割合が増えています。〔図1・2〕



〔図1〕 市内緑被地面積の民有地と公有地の割合の推移



〔図2〕 民有地と公有地の緑被地面積の推移

(2) 緑視率*について

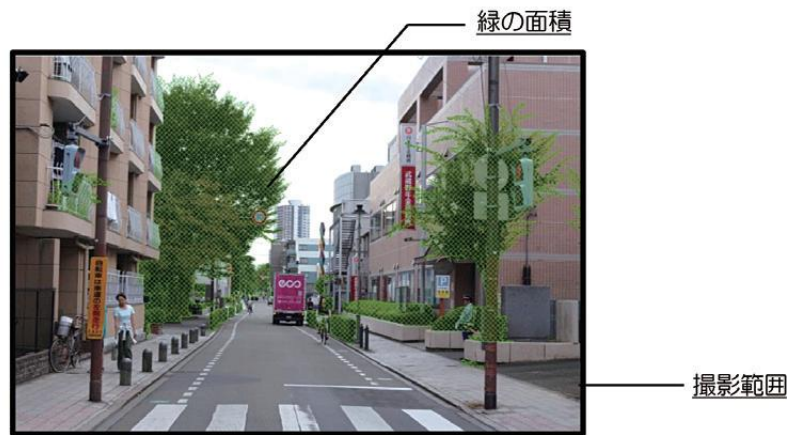
人の目に写る緑の量の割合のことである緑視率を、本計画で新たに目標として設定しました。緑視率の算定方法および地域別の緑視率について以下に示します。

緑視率の算定方法

緑視率は、樹木・草地・壁面緑化・プランターの緑を対象とします。

緑視率25%の目安について、国土交通省のアンケート調査（「～真夏日の不快感を緩和する都市の緑の景観・心理効果について～都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について（平成17年8月）」）で、「緑が多い」から「緑が少ない」までを5段階で聞き、その結果、緑視率がおよそ25%を超えると緑が多いと感じはじめる結果が得られました。そのため、緑視率25%以上が目標値の目安になると考えられます。

$$\text{緑視率の算定方法} = (\text{緑の面積}) \div (\text{撮影範囲})$$



地点別の緑視率について

図3は、平均緑視率の分布図です。緑町の武蔵野緑町パークタウン内（図中の8-3、67.8%）、次いで吉祥寺北町の成蹊学園のケヤキ並木（図中の2-5、56%）、桜堤の集合住宅のサクラ並木（図中の12-2、55.6%）の順で高くなっています。

吉祥寺南町の吉祥寺駅南口（図中の4-3、1.1%）は平均緑視率が最も低く、次いで吉祥寺南町の井の頭通りと水門通りの交差点（図中の4-2、4.3%）、西久保の住宅街（図中7-1、4.8%）の順で低くなっています。



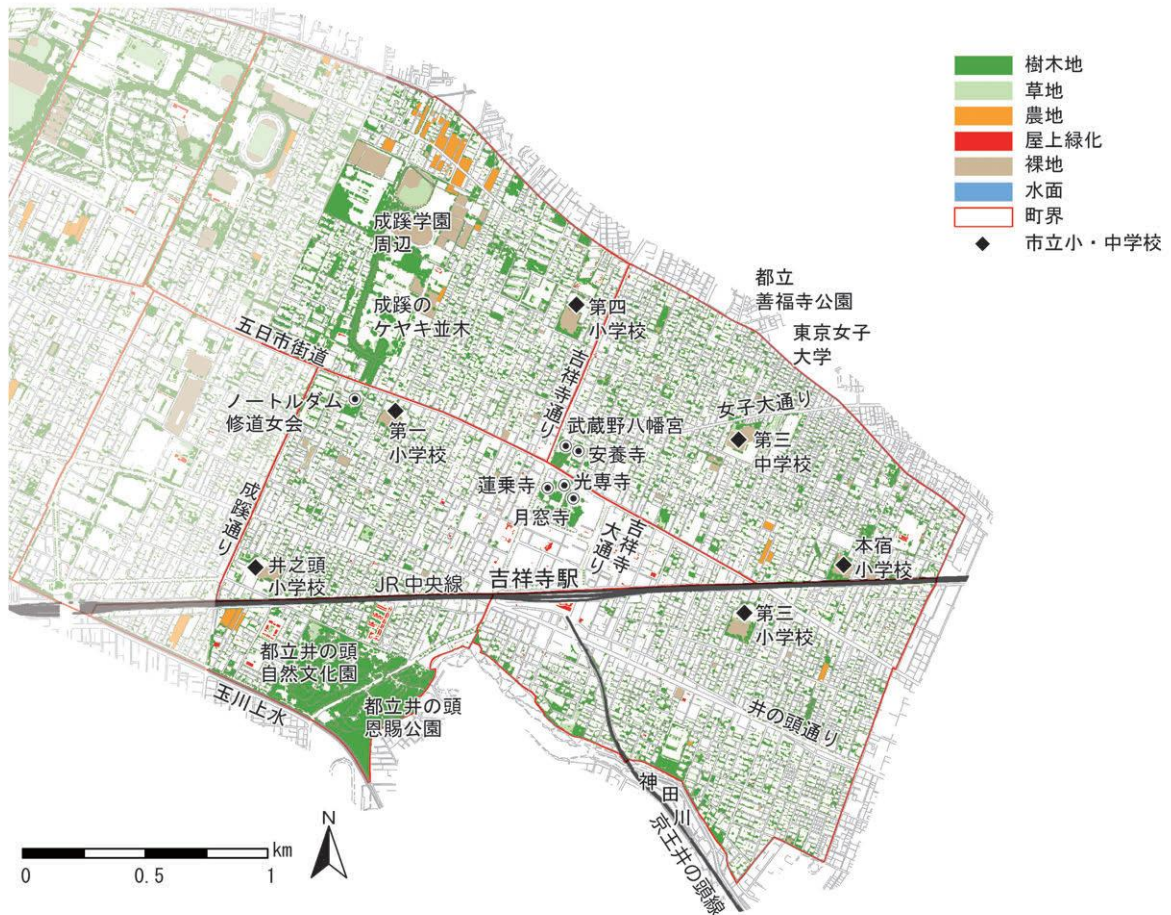
【図3】 地点別平均緑視率分布図

・この地図は東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度)を使用したものである。(30都市基交著第23号)

6 地域別の緑の特徴

吉祥寺地域

吉祥寺地域は、都立井の頭恩賜公園や成蹊学園と周辺のまとまった緑のほか、地域の多くの部分を占める住宅地内の庭木や生垣の緑が特徴的です。また、五日市街道沿いには社寺境内の樹林地が点在しています。緑被地の推移をみると、住宅の建替えや駐車場化による樹木地の減少や戸建て住宅の建設による農地の消失がみられました。一方で公園の新設による樹木地と草地の増加、駅の商業施設と集合住宅の屋上緑化の面積の増加がみられました。

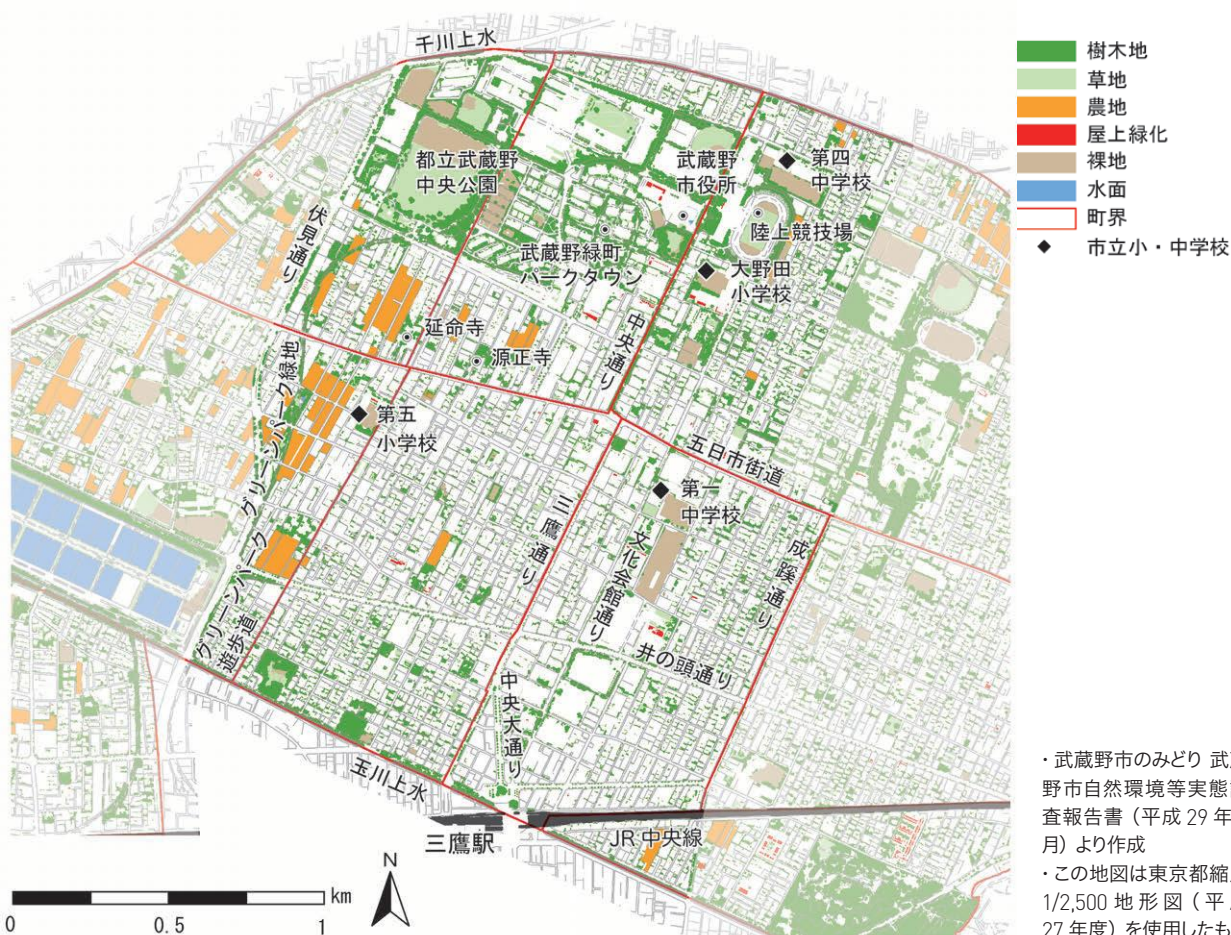


主な緑の資源

拠点となる公園・緑	都立井の頭恩賜公園、成蹊学園周辺 など
水と緑の軸	玉川上水、神田川
緑の軸	吉祥寺通り、井の頭通り、成蹊通り、吉祥寺大通り など
公園緑地	松籟公園、東町公園、八幡通り公園、木の花小路公園、むさしの自然観察園、吉祥寺北緑地、吉祥寺東緑地、南町苗木畑公園、吉祥寺の杜宮本小路公園 など
民有地の緑	住宅の庭木、接道部緑化、駅周辺の商業施設の緑化 など
社寺境内の緑	武蔵野八幡宮、四軒寺（光専寺・月窓寺・蓮乗寺・安養寺）、ノートルダム修道女会 など
名木・並木道	成蹊のケヤキ並木、吉祥寺大通りのヤナギ、吉祥寺旧本宿のケヤキ
農地	吉祥寺北町3丁目の生産緑地 など
市民参加の緑	木の花小路公園、吉祥寺通り市民花壇、もみの木公園、北町こども広場、東町防災広場、東町公園、本田北公園、吉祥寺の杜宮本小路公園、吉祥寺東町ふれあい公園 など

中央地域

中央地域は、市役所や市民文化会館などの公共施設が集まっています。企業の研究施設や、都営住宅・UR都市機構住宅など、大規模な土地利用が多いことも特徴です。グリーンパーク緑地および遊歩道が南北方向の緑の軸を形成し、その周囲には農地が残っています。また、地域の東西を玉川上水・千川上水が流れ、水路沿いの緑が東西の水と緑の軸を形成しています。緑被地の推移をみると、戸建住宅地に集合住宅や商業施設が整備され、屋敷林の消失がみられた地域がありました。一方で、公園の樹木の成長による樹木地の増加や集合住宅の建設により屋上緑化の面積の増加がみられました。



・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成 29 年 4 月）より作成
 ・この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度）を使用したものである。（30 都市基交著第 23 号）

【図5】 中央地域の緑

主な緑の資源

拠点となる公園・緑	都立武蔵野中央公園、武蔵野市役所・陸上競技場周辺 など
水と緑の軸	玉川上水、千川上水
緑の軸	グリーンパーク緑地・遊歩道、井の頭通り、三鷹通り、中央通り、中央大通り、伏見通り など
公園緑地	西久保公園、野鳥の森公園、こうちゃん公園、関前公園 など
民有地の緑	住宅地の庭木、接道部緑化
社寺境内の緑	延命寺、源正寺
名木・並木道	グリーンパーク遊歩道、中央通りの桜並木、源正寺のイヌツゲ、三鷹通りのイチヨウ並木、ふじの実保育園のフジ など
農地	関前・八幡町の生産緑地 など
市民参加の緑	むさしの市民公園、北町五丁目第 1 緑地、扶桑通り南公園、関前公園かいぼり（観察会）、中央通りさくら並木公園 など

武蔵境地域

武蔵境地域は、玉川上水・境山野緑地・農業ふれあい公園周辺などに武蔵野の面影が残っており、地区の北部（関前）を中心に農地が多く分布していることが特徴です。中央線南側の境南町は住宅地が中心となっています。玉川上水・千川上水・仙川は、水路沿いの緑が東西の水と緑の軸を形成しています。緑被地の推移をみると、建替えや建設に伴う樹木地の消失や宅地開発により農地が消失しました。一方で旧桜堤団地地区のUR都市機構住宅や民間のマンションでは緑が多く確保されたり、既存の公園の樹木地と草地が増えたほか、武蔵野プレイスや新たに建設された集合住宅で屋上緑化が整備されました。



【図6】 武蔵境地域の緑

・武蔵野市のみどり 武蔵野市自然環境等実態調査報告書（平成 29 年 4 月）より作成
 ・この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度）を使用したものである。（30 都市基交著第 23 号）

主な緑の資源

拠点となる公園・緑	都立小金井公園、亜細亜大学周辺、サンヴァリエ桜堤周辺、赤十字病院周辺 など
水と緑の軸	玉川上水、千川上水、仙川
緑の軸	伏見通り、井の頭通り、公団通り、境南通り、本村公園、武蔵境通り、新武蔵境通り、都道123号線
公園緑地	境山野緑地、境山野公園、本村公園、上水南公園、花の通学路、農業ふれあい公園 など
民有地の緑	住宅地の庭木、接道部緑化
社寺境内の緑	杵築大社、観音院
名木・並木道	亜細亜大学のイチョウ並木、杵築大社の千本イチョウ、個人所有地の名木 など
農地	生産緑地が地域内に点在、農業ふれあい公園
市民参加の緑	市民の森公園、緑の創作園、境南西公園、第2しろがね公園、上水北公園、境南町防災広場、桜堤公園、境山野緑地、本村公園、農業ふれあい公園、武蔵川公園、境冒険遊び場公園 など

7 緑の仕事

本市の緑と水辺の整備・管理・緑化推進などを行う緑のまち推進課の主な仕事を紹介します。

公園緑地・千川上水・街路樹の整備	新たな公園緑地の整備、既存の公園の改修（リニューアル）や拡充、千川上水の植栽・施設の工事、街路樹の伐採・更新の工事など
公園などの維持管理	遊具・照明灯などの施設の点検・補修、注意看板の設置、清掃、植栽管理（草刈り・芝刈り・剪定・害虫防除）、放置自転車及びバイクの処理、カラスなどの巣の撤去
花植え事業	親和ふれあい花壇・かわばた公園・境冒險遊び場公園などの花壇で、市民参加による草花の植付けを夏と冬に実施
公園使用許可申請の受け付け	公園の利用申請の対応
緑化指導	平成9年11月より、「武蔵野市緑化に関する指導要綱」を策定し、市内に建築を計画する人を対象に緑化計画の指導を実施
大木・シンボルツリー2000計画	西暦2000年代に大木2,000本を守り育てて22世紀に引き継ぐためにシンボルツリーを指定。また、指定されている樹木の診断と治療を実施
保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定	民有地の緑を良好な状態で保存していくため、樹木・樹林・生垣の保存指定及び助成を実施
環境緑地の指定	民有地の緑を良好な状態で保存していくために、公開型の緑地として指定
接道部緑化助成	緑被率*・緑視率*の増加を目的に道路に接する部分の緑化に対し助成
寄贈樹	市民などから、寄付の申し出のあった樹木を公園などの施設に移植
未来へ育て苗木すくすく大木計画（誕生記念樹・新築記念樹・一般配布）	子どもの誕生や新築を記念して記念樹を配布。また、民間の緑を育むことを目的に苗木を配布
菊花展の開催	武蔵野市千秋会との共催事業として実施
東洋蘭展の開催	武蔵野蘭友会への協賛事業として実施
講座・講習会の開催	ボランティア団体による緑の市民講座を実施、共催・後援という形で、緑の啓発事業を実施
緑の募金	東京緑化推進委員会からの協力依頼により実施
緑害虫の防除	緑害虫を食するとされているシジウカラなどの巣箱講座（巣箱作り）を実施
関前公園とんぼ池のかい掘	ヘドロの除去や水草を整理し、本来「とんぼ池」に生息しない生物を除去し、また、子どもたちに身近な自然に触れあう場や体験学習の場を提供
緑ボランティア団体事業助成、共催・支援事業	市立公園の活用などについて、市と協定を締結しているボランティア団体の活動に対して助成。また、ボランティア団体が行う地域ふれあい事業を共催し支援
二俣尾・武蔵野市民の森活用事業	二俣尾・武蔵野市民の森*の保全と活用のため、自然体験を実施
森の市民講座「東京の森を守るために、今、私たちにできること」	二俣尾・武蔵野市民の森に関する啓発事業として連続講座を実施
ピオトープ維持管理運営	むさしの自然観察園において、緑化啓発などの目的のもと、自然観察会などのイベントを実施。他、ホタルの観察会など
仙川水辺環境整備事業	塵芥処理・除草・土砂清掃・樹木剪定などの維持管理
他課からの工事の対応	小学校などの屋外施設、樹木剪定などの工事

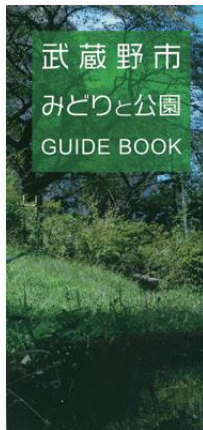
8 暮らしの中で緑を楽しむための主なサポート

緑化と緑の保全に役立つ助成や、市内の緑と水辺についてのパンフレットを紹介します。

(1) 緑に関する主な助成

接道部緑化	目に触れる緑を増やし、快適で安全な生活環境をつくるため、新たな接道部緑化の費用の一部を助成
誕生記念樹	赤ちゃんの健やかな成長を願い、誕生祝いに苗木をプレゼント
新築記念樹	市内に住宅を建築し、庭などに地植え可能な方に苗木をプレゼント
保存樹木の指定	大木などを所有している方へ、保存樹木の指定のお願いを実施。指定されると管理費の一部として補助金が交付される。
保存樹林などに対する助成	屋敷林などのまとまった樹林や大木、生垣などの保全のために、市は所有者の同意を得て保存指定。樹木・樹林・生垣の保存指定を受けると助成金が交付される。
緑ボランティア団体	緑ボランティア団体とは市立公園などを拠点として、緑の保全、緑化推進及び公園などの維持に関するボランティア活動を行う団体。団体の活動を支援するために市では団体活動経費の一部を助成

(2) 緑の主なパンフレット



「武蔵野しみどり公園 GUIDE BOOK」
市内のオススメの緑をめぐる5つの散策コースを紹介しています。



「武蔵野市公園街路樹マップ」
市内の公園緑地、街路樹のある通りを記載しているマップです。



「緑と水を守るんジャー!」
市内の緑と水の歴史などをマンガで紹介しています。

9 計画策定の経緯

計画の改定にあたり開催した委員会などのスケジュールと主な内容及び委員会の構成は以下の通りです。

(1) スケジュールと主な内容

第5期武蔵野市緑化・環境市民委員会（平成27・28年度）

庁内委員会	第1回：現行計画の評価・緑に関する動向・論点	平成29年8/28
検討委員会	第1回：現行計画の評価・緑に関する動向・論点	9/12
事例視察	検討委員による公園の活用事例を視察	10/23
ワークショップ*	市内の大学生や在勤者を対象とし、公園とオープンスペース*について考える緑のワークショップを開催	11/21
検討委員会	第2回：課題の整理・視察の報告	12/20
庁内委員会	第2回：課題の整理・目標と改定の方向性	平成30年2/16
検討委員会	第3回：目標・改定の方向性	3/9
検討委員会	第4回：方針・施策体系	5/23
庁内委員会	第3回：方針・施策体系・個別施策	6/28
検討委員会	第5回：個別施策	8/20
検討委員会	第6回：計画案について	10/26
環境フェスタ	緑に関するアンケート、パブリックコメントとオープンハウス開催のお知らせ	11/11
庁内委員会	第4回：計画案について	11/12
パブリックコメント*	計画案に対する意見募集	12/1～21
オープンハウス*	緑の基本計画策定をPR、市内2箇所で開催	12/7・15
庁内委員会	第5回：パブリックコメントなどの意見の対応	平成31年2/12
検討委員会	第7回：パブリックコメントなどの意見の対応・答申案について	3/1
	市長答申	3/12

武蔵野市緑の基本計画2019の策定（平成31年3月）